

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新篠津村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道新篠津村長

公表日

令和4年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	総合行政情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル、国民健康保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会による根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(42、43、44、45の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第25、25の2、26条) 【情報提供による根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106、109、120の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第1、2、3、4、5、12の3、15、19、20、25、27、33、43、44、46、53、55の2条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新篠津村住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新篠津村総務課 〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 0126-57-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新篠津村総務課 〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 0126-57-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	I-1-③ システムの名称	総合行政情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	総合行政情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	再評価の実施に伴う時点修正
平成29年6月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	番号法第9条第1項、別表第一の30の項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年6月12日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、97、106の項)	【情報照会による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第25、25の2、26条) 【情報提供による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106、109、120の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第1、2、3、4、5、12の3、15、19、20、25、27、33、43、44、46、53、55の2条)	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年6月12日	II-1 (いつ時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成29年6月12日	II-2 (いつ時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成29年6月12日	I-5-② 所属長	住民課長 松村 修	住民課長 吉田 光春	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II-1 (いつ時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2 (いつ時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	住民課長 吉田 光春	住民課長	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年4月1日	II-1 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第25、25の2、26条) 【情報提供による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106、109、120の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第1、2、3、4、5、12の3、15、19、20、25、27、33、43、44、46、53、55の2条)	【情報照会による根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(42、43、44、45の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第25、25の2、26条) 【情報提供による根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、106、109、120の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第1、2、3、4、5、12の3、15、19、20、25、27、33、43、44、46、53、55の2条)	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。